

平成29年度 さいたま市立大砂土小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利や心身の成長、人格の形成を著しく侵害し、時には生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識の下、全校児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「さいたま市立大砂土小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止・早期発見・適切な対処」について示すものとする。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

本校は、創立144周年の伝統校として、また県内有数、市内一の児童数を有する大規模校として、いじめ発生の可能性を十分に自覚し、予防と発見・対処についての行動計画を定めるものとする。

- ・ 「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」という校風をつくります。
- ・ いじめられている児童を守り抜き、いじめる児童に対して毅然とした態度で指導します。
- ・ いじめの防止・早期発見、早期対応に学校が一丸となって取り組みます。
- ・ 児童の自己有用感を高める教育活動・集団づくりを展開します。
- ・ いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 本校におけるいじめの未然防止や早期発見、対応や研修、いじめ防止に係る取組の教育課程への位置づけ・実施・評価・改善のために上記委員会を置く。
- (2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・保健主事・養護教諭・学校評議員・PTA会長・主任児童委員・スクールカウンセラー・さわやか相談員・学校地域連携コーディネーター
※ 必要に応じ構成員以外の関係者を招集する。（構成員以外の関係者とは、警察関係者・児童相談員・北区役所支援課児童福祉係等を指す。）

(3) 開催

- ①学校が調査主体となる場合
いじめ防止対策委員会を中心に調査
- ②教育委員会が調査主体となる場合
「児童生徒緊急対応チーム」を中心とした調査

(4) 内容

- ア. 学校基本方針に基づく取り組み状況の確認・検証
- イ. 構成員の決定や組織見直し

ウ. 調査項目検討・調査結果共有

エ. 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と啓発、意見聴取

2 『いじめレッドカード!』スマイル会議

(1) 目的 : 児童の側からいじめの予防・未然防止、対処のための会議を置く。

(2) 構成員 : 代表委員会

(3) 開催 : 年3回 6月・10月・2月

(4) 内容

ア. いじめ撲滅に向けた話し合い

イ. スローガンの策定等取組の提言

ウ. 取組の推進(児童会役員が各学級に標語掲示・いじめ防止ビデオの作成、放送)

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「安心・安全の日」の取り組み

○ いじめ防止の観点から、現在行っている安全点検日とタイアップさせ、毎月10日を「安心(安心点検=心身の安全=教育活動)・安全(安全点検=施設・設備・備品の安全=保守点検活動)の日」とし、朝活動の15分を必要に応じて、道徳・特活・生徒指導等でローテーションし、心と生活アンケートまたは、生活ふり返りアンケートを毎月10日「安心・安全の日」に実施する。また、説話、TVやDVD等映像資料の視聴、話し合い等の教育活動でいじめ問題の理解や未然防止に取り組む。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○ 実施要項も基づき、以下の内容について取り組む。

- ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン
- ・ 校長等による講話
- ・ いじめ防止指導事例集の活用等、学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやPTA広報誌による広報活動

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」を通して

○ 「いじめ撲滅強化月間(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施し、あたたかな人間関係を醸成する。

○ ロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際の基本的なスキルの定着を図り、いじめの未然防止に活かす。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人が否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに信頼できる大人に相談することができるようにする。

6 メディアリテラシー教育を通して

(4) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 授業参観・懇談会開催に充てることにより、担任・保護者・児童が内容を共有し共に学ぶ機会とする。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 29年6月23日

7 豊かな関わり合いを深め、自己有用感を高める教育活動

異年齢集団による活動を意図的に計画的に取り入れ、コミュニケーションを深め、自己有用感を高める場を増やすことによりいじめの未然防止を図る。

- なかよし給食
- なかよし会（1年と幼稚園児 2年と保育園児 1年と2年）
- 大砂土っ子フェスティバル
- お別れ球技大会

8 児童会の活動として

「いじめレッドカード！」スマイル会議を中心として、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちが主体的に考え、行動する取り組みを行う。

9 いじめ未然防止に向けた校内研修の充実

いじめ未然防止に向けた校内研修の充実とともにどの児童にも分かる授業方法の工夫・改善に努める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

(1) 早期発見のポイント（ささいな変化に気付くこと）

- ① 健康観察：表情や声などの変化を確認しながら呼名による観察の徹底
- ② 授業中：ペア活動やグループ活動の協力の様子、机を合わせることの拒否、発言への嘲笑・からかい、一人での片付け、順番とばし、視線や表情、教科書・ノート等への落書き
- ③ 休み時間：一人遊び、「遊び」と称するからかい
- ④ 給食：机を合わせることの拒否、順番や配膳、当番の押しつけ、極端な盛り付け
- ⑤ クラブ・委員会：片づけの押しつけ、当番の押しつけ、ペア・グループの拒否
- ⑥ 登下校指導：からかい、一人帰り、荷物を持たせる、下校ルートを変える

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・9月・1月(年3回以上)
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有
- (3) アンケート結果の活用 : 結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について学年・学校で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 生活振り返りアンケート(簡易アンケート)を毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間(日)の実施

- (1) 年1回、11月に教育相談週間を設定する。毎月1回、教育相談日を設定する。
- (2) さわやか教育相談室の充実及び、教育相談員との連携強化を図る。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月(学校評価に含む)、(年1回実施)
- (2) アンケートの活用 : 校内委員会・防止委員会で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 学校評議員会で委員会報告を行い、情報交換する。
- (2) 民生委員・主任児童委員、学校評議員や保護者・地域ボランティアの方々やいじめ防止委員会で情報収集する。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○ 校長は・・・	情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。いじめ防止対策委員会を開催する。
○ 教頭は・・・	各担当・主任に命じ、当該事実確認及び周辺事実確認のため、情報収集を行う。主任児童委員やPTA役員とも連携し、広く情報収集に当たる。
○ 教務主任は・・・	本部・専科教職員と連携し、学級や学年の外からの情報を収集する。
○ 担任は・・・	事実確認のための情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
○ 学年担当は・・・	並行学年の学級児童より情報収集を行う。担任の情報収集や安全確保、指導の支援を行うとともにいじめへの対策・対応に努める。
○ 学年主任は・・・	学年会で方針を共有し、情報収集や対応、指導において役割分担をして対応に取り組む。進捗状況について校長(教頭)に報告する。
○ 生徒指導主任は・・・	児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解するための体制を整備する。校内のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
○ 教育相談主任は・・・	さわやか相談員と連携し、相談体制づくり及び体制の整備をし、いじ

	められた児童の心のケアに努める。(24 時間いじめ相談ダイヤル、「子どものサインに気付いたら」、子どもの人権 110 番等の紹介)
○ 特別支援教育コーディネーターは・・・	問題の背景に、発達障害等が要因ではないか、との観点で、情報収集を行う。
○ 情報教育主任は・・・	情報モラル教育の教育課程への位置づけと充実、市教委からの「学校ネットパトロール報告」の確認を行うとともにネットによるいじめ等の情報収集をおこなう。
○ 養護教諭は・・・	保健室来室者からの情報を整理して、管理職や各主任に報告する。
○ 保健主事は・・・	体にあざ等がないか保健の観点で情報収集を行う。
○ さわやか相談員は・・・	児童への心の寄り添いを教職員と連携する。
○ スクールカウンセラーは・・・	専門的な立場から、学校の求めに応じて、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリングを行う。
○ 保護者は・・・	家庭において、児童の様子を把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携・協力しながら対応するとともに問題解決に努める。
○ 地域は・・・	いじめの発見、もしくはいじめの疑いを認めた時は、学校等に通報または情報の提供を行う

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第 28 条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間 15 日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断
 <学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じてのいじめへの対応等、教職員の意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果分析、改善

2 校内研修

- (1) 学校課題研修・年次研修・計画訪問の活用
 - ① 生徒指導の観点からの公開授業の活性化 : 互いの授業の見せ合いによる改善
 - ② 授業規律 : チャイム着席や発表の仕方・聞き方、正しい姿勢
 - ③ わかる授業づくりの推進 : 児童が参加・活躍できる授業の工夫・学力の確保
- (2) 自己有用感を高める教育活動

特別活動、縦割り活動、勤労奉仕的作業の実施に際し、生徒指導的な観点を確認し、いじめの未然防止に活きる教育活動としてとらえ直して取り組む。
- (3) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - ① 児童理解研修
 - ② 生徒指導研修
- (4) 情報モラル研修・・・インターネットを通じてのいじめの事例を知り、内在する危険と予防についての教育指導を行える資質能力を高める。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う時期 : 各学期

2 「取組評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 : 7月・11月(学校評価に含む)
- (2) いじめ防止対策委員会の開催時期 : 6月・9月・1月
- (3) 校内研修会等の開催時期 : 6月(児童理解研修)・8月(事例研修)・11月(ネット

いじめ研修)・2月(児童理解研修)

- 3 保護者・地域への啓発活動 : 学校だより、ホームページ掲載、学校保健委員会、PTA講演会、新入学説明会、PTA総会、授業参観・懇談会